



2024年2月28日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 信 義
( コ ー ド	8 5 0 8 ス タ ン ダ ー ド 市 場 )
問 い 合 わ せ 先	執 行 役 員 経 理 部 長 小 田 克 幸
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を改定することを決議し、本制度の改定（以下、「本改定」といいます。）に関する議案を2024年3月26日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の理由

当社は、2022年3月30日開催の第46回定時株主総会の第4号議案「当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件」をご承認いただいたうえで本制度を導入しております（以下、当該定時株主総会における同議案に係る決議を「当初決議」といいます。）。

このたび、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額及び本制度により発行又は処分をされる当社普通株式の総数の上限を変更することといたしました。

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めておりますが、本改定が原案どおり承認可決された場合における方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本改定は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、本改定における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式報酬の付与の条件は、上記の目的、当社の現況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 2. 改定の内容

当社の取締役の報酬等の額は、1998年6月29日開催の株主総会において年額500百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）としてご承認いただいておりますところ、当初決議では、かかる報酬枠とは別枠で、本制度に基づき当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して付与される金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数を年400,000株以内（但し、

当初決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整されるものいたします。）として設定することをご承認いただいております。

今回、本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額を年額 500 百万円以内、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数を年 1,000,000 株以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

以 上